

商店街店舗支援資金融資

区店舗

融資名		資金 用途	融資限度額	償還 期間	据置 期間	年利率	利子補給	信用保証料
商店街店舗 支援資金融資	【新規出店】	運転 設備	2,500万円	9年 以内	12ヵ月 以内	2.0% 以内	1.5%以内 〔 本人負担 0.5% 〕	全額 補助
	【設備更新】	設備						

融資対象者

融資対象者は、次の【新規出店】、【設備更新】のいずれかであって、各々の要件と基本要件の全てに該当し、かつ融資の返済が可能であると認められる事業者です。

【新規出店】（江戸川区内の商店会等の空き店舗へ新たに出店する事業者）

- (1) 区内の空き店舗を賃借して、小売業・飲食業・サービス業等の店舗を要する事業を営む予定であること。※1

※1 店舗の賃貸借契約の締結前、もしくは締結後3ヶ月以内であることが必要です。

- (2) 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会又は商店街振興組合（以下「商店会等」）に加入すること。

【設備更新】（現在江戸川区内の商店会等に加入している店舗を営んでいる事業者）

- (1) 区内に住所（法人にあっては本店）を有していること。ただし事業所を区内のみに有し、3年以上実績のある個人はこの限りではない。
- (2) 区内で小売業・飲食業・サービス業等の店舗を営んでいること
- (3) 営業中の店舗が所在する商店会等に引き続き1年以上加入していること。

＜基本要件＞

- (1) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。※2

※2 創業予定者及び創業後1年未満の中小企業者は、この制度の対象者となりません。

「創業支援資金融資」をご利用ください。

- (2) 法人は法人税・法人住民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を受けていること（受けることが確実と見込まれる場合を含む）。
- (5) 中小企業者であること。

（注）【新規出店】は区外に本店を置く中小企業者も利用可能です。

（注）この制度は店舗が所在する商店会等への加入を前提としたものです。商店会等へ加入しない場合（加入できなかった場合を含む）は、利子補給及び信用保証料の補助は受けられません。

資 金 使 途

資金使途の内容	留意事項
<p>【新規出店】 区内商店街の空き店舗での新規開店に必要な運転資金・設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗賃借時の一時経費（敷金・礼金・保証金、不動産仲介料等） ・店舗の内外装の工事に要する経費 ・設備の工事に要する経費 ・配達用の車両、各種機器、備品等の取得に要する経費 ・新規開店（開店準備から開店当初までの期間）に要する仕入資金、人件費※、広告費等の諸経費（運転資金） <p>※ 申込時雇用済の人件費は対象外</p> <p>【設備更新】 区内商店街の店舗設備の新設、更新、改装に係る資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の賃貸借契約の更新料及び更新に伴う不動産仲介料、保険料 ・店舗の内外装の工事に要する経費 ・看板、ショーケース、冷蔵庫、エアコン、配達用の車両など店舗に付属する設備の買換え、修理に要する経費 <p><用語の定義></p> <p>「店 舗」 … 不特定の顧客（消費者）への商品の販売やサービスの提供を直接行うための事業所</p> <p>「空き店舗」 … 賃貸用店舗の1階又は2階で、あっせん申込時点又は契約時点で他に賃借人がいないもの（賃貸借契約が終了予定の場合を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務所兼用店舗の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢店舗部分の床面積が2/3以上の場合は、事務所を店舗の一部と見なす。 ◆倉庫兼用店舗の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢当該店舗の営業に必要と判断できる場合は、倉庫を店舗の一部と見なす。 ◆設備は当該店舗内に設置し、当該店舗内で使用するものに限る。 ◆駐車場又は駐輪場の設備費 <ul style="list-style-type: none"> ➢当該店舗の営業に必要と判断できる場合は、対象とする。 ◆車両は貨物車又は二輪車などの商品の配達用車両に限る。
<p><対象外の資金使途></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払済みの資金 ・建物の新築費用、建替費用及び買取費用、及び躯体に関わる工事費用 ・土地取得費用（借地権含む） 	

保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。
個人：原則として不要 法人：原則として代表者保証が必要

申込みから融資実行まで

【新規出店】

- (1) 融資申込前に、区内商店街の空き店舗への出店にあたって、賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会等※1へ加入希望であることを相談します。
- (2) 申込書類（所定の申込書、出店計画書等）のほか、次頁表の6の資料を区に提出します。
- (3) 申込受付後、区は出店計画についての資金使途、実現性等を審査します。
- (4) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (5) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。※2
- (6) 融資実行後、金融機関を通じて、商店会等への加入を証する資料（入会金の領収書（写）等）を区に提出します。

※1 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会等が不明の場合は、中小企業相談室へお問い合わせください。

※2 申込みから融資の実行までには、おおむね1～2か月程度かかります。また、許認可等が必要な業種の場合、許認可等を受けた後に融資は実行されますので、余裕をもってご相談ください。

【設備更新】

- (1) 申込書類（所定の申込書、出店計画書等）のほか、次頁表の6の資料を区に提出します。
- (2) 申込受付後、区は所管課に商店会等への加入状況を照会し、資金使途等を審査します。
- (3) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関から融資結果報告書を提出していただきます。

返済期間中の確認事項

返済期間中、店舗の商店街への加入状況を調査します。商店会等から脱退していた場合や、店舗を閉店していた場合、以降の利子補給を停止します。

